

避難路の指定について（中間報告）

1. 要旨

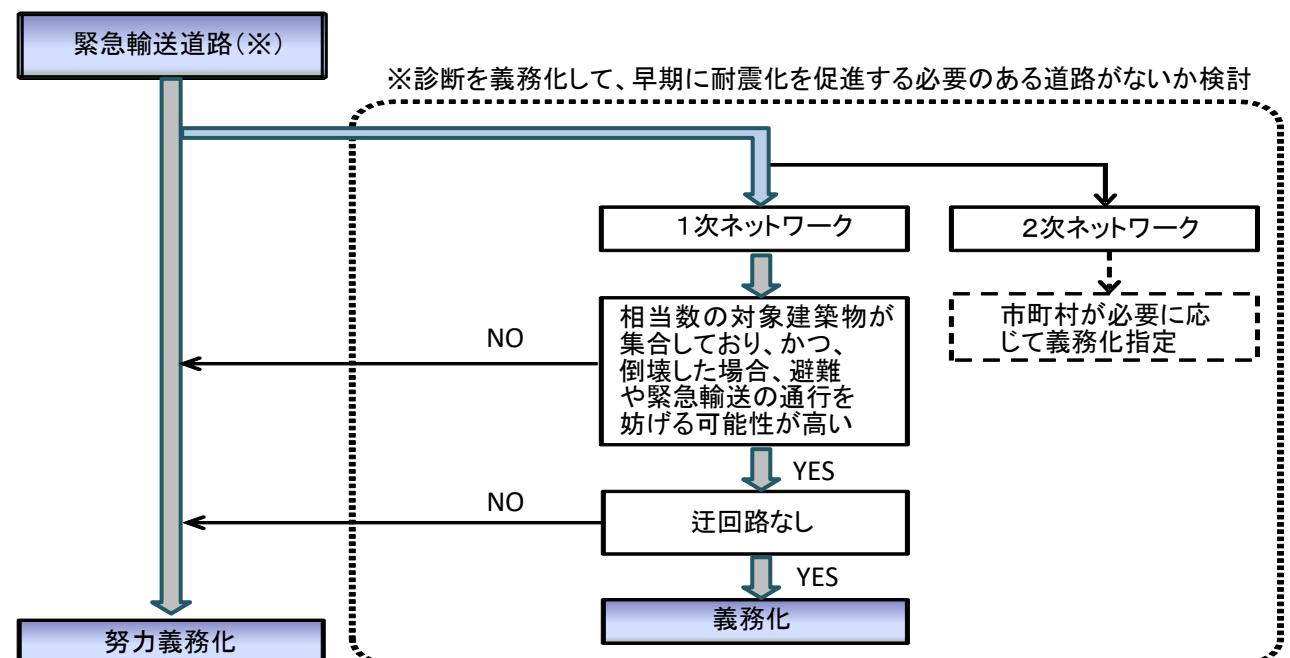
重要な避難路の沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進計画で避難路を指定し、沿道建築物の耐震診断を努力義務又は義務化することができる。

2. 前回計画改定時の検討

①指定の方針

- 沿道建築物の耐震化を促進するため、緊急輸送道路のうち、1次ネットワークおよび2次ネットワークについて、耐震診断を努力義務化する避難路として指定する
- 上記のうち、重要な施設を結ぶ1次ネットワークについて、特に早期に耐震化を促進する必要のある道路がある場合、義務化を行う。
(2次ネットワークは市町村が必要に応じて指定を検討。)

②耐震診断義務化路線検討フロー



③検討結果

特に耐震化を促進する路線はなかったため、義務化路線の指定は行わなかった

3. 今回の耐震診断義務化路線の検討について

- 前回の検討時から変更・追加された1次ネットワークについて、前回同様、義務化路線の検討を行う
- ・追加路線延長 172 km

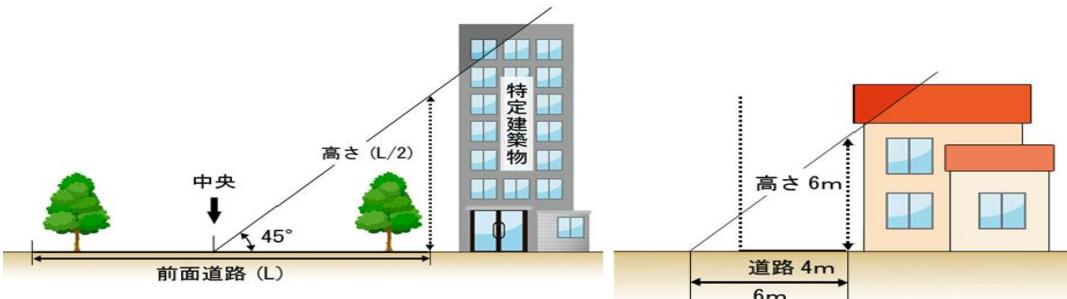
4. 今回の検討経過

(1) 通行を妨げる恐れのある建築物の抽出

- S56.5月以前に建築された以下の対象建築物について抽出する
(建築年次不明のものを含む)

【通行を妨げる恐れのある建築物】

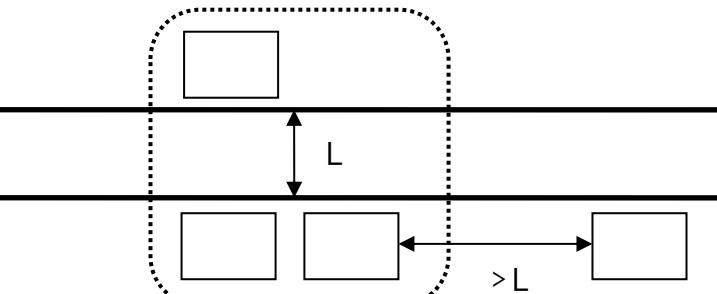
- ① 全面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物
- ② 全面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



(2) 相当数の対象建築物が集合している区域の抽出

- 対象建築物が道路を挟んで向かい合っている又は隣接(※)して集合している区域抽出

※建築物が道路幅員を超えて立地しているものを除く



(3) 倒壊した場合、避難や緊急輸送の通行を妨げる可能性が高い区域の抽出

- 以下に該当する建築物を1つでも含む区域を抽出

建築物の高さ（H）が [道路幅員（L）-4m] より大きいもの

→建築物が倒壊しても4m以上の道路幅員を確保できれば通行を妨げない

※上記に該当した場合でも以下のいずれかに該当する場合は除く

- ・建築物の道路に面する幅より奥行（道路と直角方向）が大きい細長い建築物で、道路側に倒れる可能性が低いと考えられるもの
- ・木造建築物

(4) 上記（3）で抽出した区域を含む道路の迂回路を検討

- 市町村を超える広域的な道路から迂回路の有無を検討

5. 現時点での検討結果

現時点の分析において、追加路線には通行障害建築物に該当する建物や、集合している可能性のある区域が一部確認されている。ただし、これらの道路は前回の義務化検討区域に付随する限定的な区域であり、迂回路の確保が可能と判断されることから、現段階では義務化路線の指定は行わない見込みである。

(現在、通行障害建築物に該当する可能性のある建物について、建築年数等を精査中。)

約〇〇棟

棟数
区域数
精査中

〇〇区域
約〇〇棟

〇〇区域
約〇〇棟

迂回路
検討中